

研究ノート

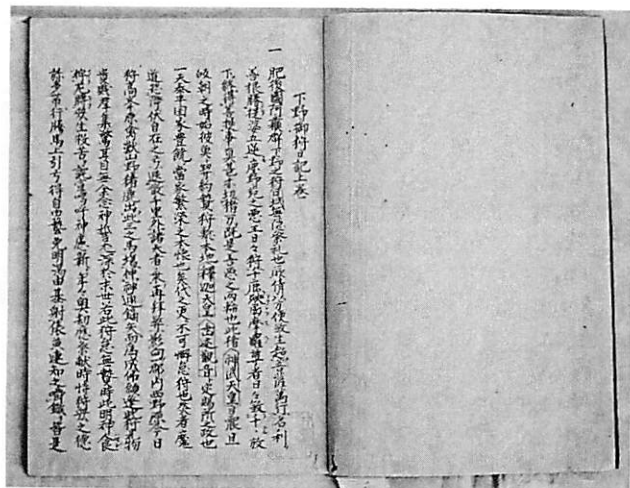
永青文庫所蔵『下野狩日記』『下野狩旧記抜書』の成立とその史料的价值

飯沼賢司

はじめに

ここに取り上げる史料は、旧熊本藩主細川家の文庫永青文庫に所蔵されている史料である。文庫の史料群は『下野狩日記』上下と『下野狩旧記抜書』とその関連文書である。『下野狩日記』上下と『下野狩旧記抜書』は3冊からなり、一冊目の表題には「下野狩日記雑録 全」とある。の内表紙には「下野狩日記雑録 全」とある。

二冊目の表題には「下野狩日記 上 二」とあり、奥書には「延徳三年^享七月六日 備後国住侶、書之于時慶長十二年^丁三月四日^卯 九州肥後国阿蘇郡 村山丹波守宇治惟尚(花押)」とある。三冊目の表題には「下野狩日記 下 三」とあり、奥書には「于時慶長十二年^丁三月四日^卯



下野狩日記

具書之、九州肥後国阿蘇郡 村山丹波守宇治惟尚(花押)と書かれています。これらは、阿蘇宮で最も重要な神事であった「下野狩神事」の由緒・故実・道具などの内容を詳細に伝える貴重な記録である。

下野狩神事は、天正七年(一五七九)から、戦乱の混乱で廃絶したが、源頼朝の富士の巻狩りの手本となったといわれている有名な狩神事である。舞台となる下野は、西野とか、西野原ともいわれ、阿蘇の五岳の西山麓に広がる広大な原野である。下野では、春の初め二月の卯日に、阿蘇北宮(現在の国造神社)の鯨に捧げる贄の鹿・猪を狩るため、周辺の山野で野焼きが行われ、その火と勢子・狩人の力で下野三の馬場に獲物が集められる。下野の鬻掻きの馬場(筵の馬場、



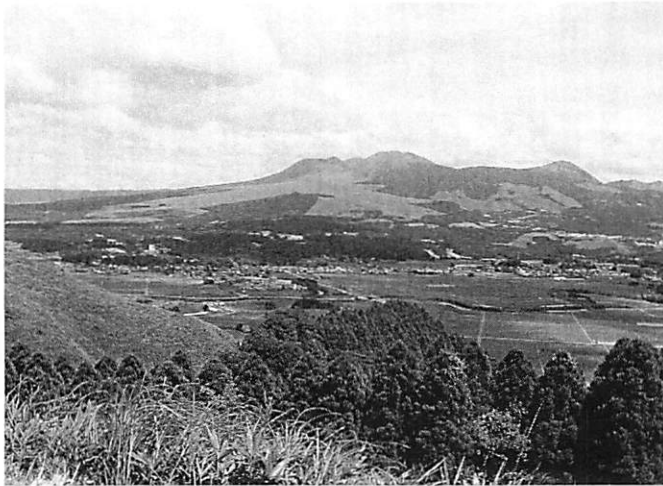
下野狩図

始めの馬場、一の馬場)、中の馬場(小物の馬場、二の馬場)、赤水の馬場(終の馬場、三の馬場)の三か所の馬場にも火がかけられ、ここに順番に追い出された獣を馬に乗った神官武者が弓矢で射とめた。これが阿蘇の一年の祭礼の始まりで、この祭礼を怠ることはあつてはならないといわれてきた。

この狩りでは、鹿や猪や狸・狐・兔などの小物を狩り、鹿のモモ肉を北宮(国造神社)の前の木につるし神に捧げた。下野狩は「方便の殺生」といわれ、弓によって邪気を払うだけではなく、射殺された鹿は往生して、阿蘇の神官に生まれわり、鹿の往生を見物人もまた往生を体験できたといわれている(『下野狩旧記抜書』)。

殺生の行事ではあるが、放生の効力によって病を防ぐ放生会に匹敵する阿蘇宮最大の重要行事である。

また、この下野狩り場は、別名鷹山の牧(鷹牧)ともいい、阿蘇宮に十二月に阿蘇の各お宮に備えられる神馬が育てられ神の御牧でした(阿蘇年中行事)。この牧は神亀三年(七二六)に立てら



下野全景

れたと記録され(下野狩日記)、古代の駅馬・大宰府の兵馬を供給した九州最大の官営の馬牧「二重牧」(阿蘇郡所在、場所不明)にも関係すると考えられる。この史料は、阿蘇での火と狩りの関係、そして牧と狩りの関係を考えるとき示唆的史料である。

さらに、下野は、鷹山と呼ばれる山も含んでいた。これは、往生ヶ岳の北西山麓、湯の谷、垂玉方面の山の総称であり、具体的には阿蘇西山麓の「森」を指していたと考えられる。この鷹山は吉松神社を地主神として、この森に生える檜・楓・檜が阿蘇宮の下宮・上宮の神事や材木などに使用された。特に、鷹山の檜は、旧暦二月の田作神事の「みそぎ迎え」(御前迎え)に重要な役割を演じた。この記録には、阿蘇の水田開発に関する田作神事の部分も入れられている。

『下野狩日記』上下と『下野狩旧記抜書』は、まとまった史料で、廃絶した下野狩の根本史料である。これまでは、下野狩については『下野狩集説秘録』(以下『集説秘録』)が知られていた。『集説秘録』は、阿蘇宮(阿蘇市)の宮司阿蘇家や南郷下田(南阿蘇村)の西野宮の大宮司の子孫下田家に所持されていた。すでに、阿蘇家本は『神道大系』①と下田本は『阿蘇町史』②で活字化され多くの人に知られる史料である。しかし、その内容のおもしろさに比して、編纂過程が明確でない上、近世史料と中世史料と思われるものが入り交じり、さらに、誤写が多く安易に使えない史料であった。

これに対して、ここに紹介する記録は、永青文庫所蔵で熊本大学図書館の保管の史料である。この写本として上妻博之氏が昭和三〇年代に謄写した上妻本が熊本県立図書館に保管されている。二〇〇七年の夏の科学研究費の調査で、熊本県立図書館の上妻文庫の書写本『下野狩日記』と『下野狩旧記抜書』(以下、『旧記抜書』)のコピーを南阿蘇村の公民

館の図書室で見る機会を得て、その史的価値を認識することになった。二〇〇七年の九月、永青文庫に許可を得て、元本の永青文庫本の調査を実施することになった。このうち『下野狩日記』上・下巻は、慶長十二年（一六〇七）に阿蘇家奉行人村山惟尚の書写になる本である。『旧記抜書』は正徳二年（一七二二）以前の狩の記録の抜書である。これらの記録は、多くの部分が『集説秘録』と重なる部分も多いが、『集説秘録』よりはるかに情報量が多い。

これまで、『下野狩日記』については、中世阿蘇の研究の第一人者阿蘇品保夫氏や阿蘇祭祀の研究で著名な村崎真智子氏もその存在をしりながらほとんど史料としては使用していなかった。^③ また、熊本県立図書館の上妻文庫の写本を使用し、記述をした佐藤征子氏の『神々と祭の姿』でも一部部言及されているが、詳しい検討がなされているわけではない。^④ まして、細川家の永青文庫の『下野狩日記』や『旧記抜書』と『集説秘録』との関係はほとんど検討されていない。この検討なくしては、阿蘇の祭礼や下野の狩の濫觴を明らかにすることはできないのである。

二〇〇七年の秋から、これらの史料を翻刻、解説する作業を続ける中で、『集説秘録』は、『下野狩日記』の上巻と下巻と『旧記抜書』から、史料が選択・抽出され編纂されたものであることが明確となった。ここに科学研究費の成果として、この記録を中心に下野狩関係の史料をいち早く公開すべきという認識に至ったが、まず、これら史料の成立過程、価値を明らかにする必要があると考え、本稿を書くことにした。

1. 『集説秘録』と永青文庫本『下野狩旧記抜書』『下野狩日記』の関係
まず、『集説秘録』を『神道大系』に翻刻した阿蘇品保夫氏は、阿蘇

家が所蔵する三幅（もとは六幅）の下野狩絵図に關係し、編纂されたとみている節があり、宝永七年（一七二〇）成立の『阿蘇宮覚書』にいう「下野狩絵図、狩執行之旧記、又者祭張茂、于今古書致所持」という記事から、『集説秘録』は宝永七年以前にはできあがっていたと推測しているようである。^⑤ しかし、正徳二年（一七二二）の史料を収載した『下野狩旧記抜書』が『集説秘録』の史料として使用されており、このことから、宝永七年の「狩執行之旧記」は『集説秘録』と考えるのは無理であり、慶長十二年に書写された『下野狩日記』などを指していたと私は考える。

ところで、なぜ、慶長十二年書写の『下野狩日記』上・下と『旧記抜書』が細川家（永青文庫）に入ったのであるのか。当初、加藤氏時代に阿蘇家再興と関係して上納されたものが細川家に伝えられたとも考えた。しかし、『旧記抜書』の最後に書かれた「口上」として書かれた以下の一文にその経緯の概要が示されている（史料1）。

この阿蘇宮内権大輔が細川家家臣伊藤忠右衛門に宛てた年未詳の七月付の一文によれば、阿蘇大宮司宮内権大輔のとき、細川家の命で下野狩の屏風（永青文庫所蔵）の作成が計画され、その故実調査の資料として細川家に提出された記録であることが判明する。この文書の中に、「狩之図掛物六幅」「下野狩図・阿蘇家所蔵」が細川家四代目綱利のときに作られ、貞享二年（一六八五）三月二日に阿蘇宮に寄進され、それが宮内権大輔の祖父のときであったことが書かれている。

また、下野狩は故実が多くあつて、それを詳しく記した書もあるが、これは秘書であり、他見されては困るとしている。これが『下野狩日記』上下のことと推定される。さらに、狩の濫觴については、「右抜書二大概相見候」とある。これは、「抜書」は『下野狩旧記抜書』を指すと考

えられる。

「阿蘇系図」によれば、宮内権大輔は、その官途と時期からみて、阿蘇真楯^{まかじ}のこととみられ、祖父は貞享二年の「下野狩図」の寄進時阿蘇官司であつた友隆とみられる。ここから、正確な時期は不明であるが、阿蘇宮内権大夫真楯のときに、これら一連の下野狩の記録は細川家へ提出されたと推測できる。

史料1 「下野狩旧記抜書」最後 口上

口上

今度阿蘇下野狩之絵図、御屏風ニ被仰付候、就夫御用御座候間、右狩之時代年号等其外之義相知レ居候儀者、貴様迄可申由、被仰聞致承知得其意存候、即当宮記之内狩之処書拔進申候外々、

妙応院様御代貞享二年三月二日、右狩之図掛物六幅ニ被仰付被遊御寄進候、祖父自筆之覚書一通相添置候付、是又写進申候、

一、右狩事二付、故実多御座候而、委細ニ記書有之候共、秘書ニ而御座候付、他見不仕儀御事候、

一、狩之濫觴者右拔書ニ大概相見へ申候

健磐龍命御狩を被始候已後天正六年迄者無断絶致執行候得共、乱世之御故同至七年致断絶候、同十五年豊臣秀吉西征之節、無故神領も被没収を祭祀等悉及断絶候、其後加藤清正神領御寄附二付、祭祀等も往昔之遺形事も致再興候得共、下野狩者当時之躰ニ而者難成、於今相止居申候事、

七月或日

阿蘇宮内権大輔

伊藤忠右衛門様

また、この永青文庫の調査で下野狩屏風作成の際に提出された関係文書と推定される一括書類を確認した。その中に以下の板書と書状があつた(史料2・3)。

史料2 板書

安永二年 此書反故より見出し申候事

阿蘇下野之三狩、矢野茂左衛門尉覚書写

但 阿蘇宮内権大輔より上羽四郎大夫江書状書硯ニ入置候也、

史料3 宮内権大輔真楯書状

去月晦日之御札相達忝致拝見候、森多郎御座候得共、弥御堅固被成御動珍重候御事御座候、然者阿蘇下野狩之儀天正之比迄ハ有之候由、一通りハ御役所江茂相知居申候得共、委細書付等茂有之候ハ、年号等被成御聞度御座候二付、書付進可申由、被仰下御紙面之趣、致承知候、旧記内右狩之所書拔懸御目申候、尤狩一卷之故実委細ニ書記候書、且又狩道具之小形等有之候得共、是者秘書ニ而他見不仕官法ニ而御座候、右書付之内御不審之儀も御座候ハ、猶又可被仰聞候、右之御報為可述如是御座候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

五月十七日

真楯(花押)

阿蘇宮内権大輔

〔封紙〕

上羽四郎大夫様

御報

この板書によれば、この一括の文書は安永二年（一七七三）に反故の中から発見されたものであることがわかる。「阿蘇下野之三狩、矢野茂左衛門尉覚書写」がそれであるが、上羽四郎大夫宛の阿蘇宮内権大夫真楫の書状もあり、特別に硯箱に入れられ保管されたようである。この阿蘇大宮司真楫書状を見ると、真楫は、細川家より下野狩の詳しい内容を記した書付を提出するようにとの書面をもらい承知したとある。そこで、真楫は旧記の中から狩に関係するものを書き抜き提出するとし、さらに狩の故実が書いてある一巻の記録、かつ狩道具のことを書いたものがあるが、これは、秘書であり阿蘇の宮法で他見する事を禁じられ、その上内容に不審な点があるので、なお検討をいただきたいとして、返事を求めている。

狩の記録の書き抜きは、『旧記抜書』であり、故実を書いた記録一巻と狩道具の記録は、『下野狩日記』上・下を指すと考えられるが、一巻となつてゐることから、竖帳として提出された現記録は、卷子状に成つていたものを書写し直しとみられる。これは、先に阿蘇宮内権大夫の「口上」の内容と基本的に一致するものである。この書状は『下野狩日記』上・下と『旧記抜書』が細川家に提出される直前のものであることが推測される。それではいつ細川家これらの記録は提出されたのであろうか。

真楫は、初名は惟成といひ、享保十三年（一七二八）に従五位下に叙せられ、宮内権大輔の官途を拜領している（『阿蘇文書』）。垂加神道に傾倒し、神地に境界を設定し、藩と対立、宝暦二年（一七五二）に大宮司を罷免され、死去したのは、明和二年（一七六五）二月二十八日である。

細川家に『下野狩日記』上・下と『旧記抜書』などと下野狩の史料が渡されたのは阿蘇宮司真楫在職の享保十三年（一七二八）

五二）と期間であることは間違いない。

さらに、『旧記抜書』に掲載されている正徳二年七月二十七日に阿蘇宮の神官宮川長之進・宮川掃部・草部左京が阿蘇宮司阿蘇宮内権大夫・竹内吉兵衛・田辺平助に提出した阿蘇宮旧記并下野狩記録之抜書に注目すると、真楫が細川家に、これらの書類一件を提出した時期が絞り込める。この記録の正徳二年の年紀の横の「注記」に「当時マテ四十年斗敷」とある。正徳二年は、一七二二年で、「当時」と書かれた年は、下野狩の記録の提出時と考えられ、「当時」となる四〇年後は一七五二年、すなわち真楫が罷免された宝暦二年と推定されるのである。

この事実から推測すると、大宮司真楫のときまでは、阿蘇家には『下野狩日記』上・下という私家秘蔵の記録と『旧記抜書』の元になる下野狩に関する様々な記録があったことが知られる。したがって、これら三冊の記録を再編した『集説秘録』はこの段階では成立していなかったと考えられる。それでは、誰が『下野狩日記』上・下と『旧記抜書』から『集説秘録』を編纂したのであろうか。

真楫より後の大宮司惟典以降と考えられるのが妥当であろう。ここでもっとも可能性が高いのは、国学者で高山彦九郎などとの親交のあった大宮司阿蘇惟馨これかが浮かんでくる。惟馨は享和元年（一八〇一）に阿蘇家に伝わる文書によつて神宮・勤皇・神領・系譜に分類して、『阿蘇家伝』を著述する一方、阿蘇文書を書写したことも知られる著名な宮司である。阿蘇家の歴史を純化した神道、国学の目で整理した人物であるからである。

ここで、『集説秘録』と『下野狩日記』上・下と『旧記抜書』を比較し、『集説秘録』の特色を明らかにしてみよう。阿蘇家本『集説秘録』の最初の部分を以下に出してみよう。

延徳三年之記

① [上] 一 神武廿二年乙丑正月廿日狩、同二月初貳、卯也

② [上] 一 御狩無日、二月八日、三月十七日、同十八日、月によてしゆく□□うしの日

御狩あるへからず候、いかさま風雨など、又ハ火などわろく候て、其餘思儘御狩無御座候よし聞傳候、於末世此日御かりあるへからず候、

③ [上] 一 不可有此狩日之事、二月戌日、三月巳日、同黒火日、天日能々御嫌アルヘシ、

④ [上] 一 此狩ハ神武廿二年正月廿日始狩也、

⑤ [上] 一 神記九年正月廿日貳狩也

⑥ [下] 一 此下野御狩者、阿蘇悉湖ニテ候ヲ、神武天皇御于給候時、神武天皇ト明神ト御約束ノ貳狩也、其外御祭礼ハ以後阿蘇田畠地相定而、御祭等も定候也、此御狩者就萬事始ノ御祭礼也、左而日ハ如何ニト御定給候、二月初卯ノ日ノ御祭礼ト有也、毎年二月初卯ノ日御定給候間、正月廿日ノ日ノ御狩ト狩定給候也、

⑦ [下] 一 其已後正中御狩候へハ天氣悪事も候、又は残雪又ハ風（吹）定ます、雨も茂くふり候へハ滞候間、御鬮御託宣なども候哉、其後ハ二月ノ下旬比より三月之始比之御狩ト被定候由候也、是ハ近代ノ事候也、御神慮も此儀も弥々御當家御繁昌候、此狩ハ如何ニモ可有御本奔御事也、當家之美睦諸國之傳言勝此御狩見物有へカラスト御感之儀也、嗜弥々可入事候也、

⑧ [下] 一 當家祭礼の始、此狩之外不可有、既ニ日本之有主御奔走候、

奥野之狩、富士

野狩も留候、一向當神御説候哉、此獵何も改事出来、相留候、其時も當神ひくしき奇瑞とも多く候ツつるよし候なり、天下にハ肥後国阿蘇殿領内下野、狩の外、笠物狩諸國あるへからず候なり、

⑨ [下] 一 天火日御かりあるましく候、御かり二月三月にあるへし、四月入候ハ、當家ニ大事出来候、

『集説秘録』は、「延徳三年之記」と表題に書いてあるからといって、延徳三年の史料だけでなく、延徳三年以降の中世の記録、近世の年号をもつ記録が収められている。詳しく見ると、前半の部分、全体の三分の二ほどは『下野狩日記』上下巻を出典としている。後半、全体の三分の一ほどは、『旧記抜書』を出典としている。ここに示した最初の部分は、上に付けた「上」「下」はそれぞれの項目の出典が『下野狩日記』の上巻、下巻のどちらに出典があるかを示す。

これから見ると、延徳三年の年紀をもつ『下野狩日記』上巻と年紀のない『下野狩日記』下巻から抜き出し、取捨選択し並べ直して編纂していることがわかる。後半の『旧記抜書』を出典としている部分もそれをそのまま使用するのではなく、ある意図で選択再編をしている。

『集説秘録』の編纂方針は、『下野狩日記』上・下と『旧記抜書』に記載されていた仏教説説明を極力排除し、これを捨て載せていない点である。たとえば、⑥の項目に注目してみよう。『下野狩日記』下巻では同じ項目は次のようになっている。

一 此下野御狩者、阿蘇悉湖ニテ候ヲ、神武天皇御于給候時、北宮大明

神は鯨ト申魚ニテ彼湖之主ニテ臥給ウ、其時、神武天皇ト明神ト御約束ノ賢狩也、其外御祭礼は、以後阿蘇田島地相定而御祭等モ定候也、頗傳上此御狩は就萬事始ノ御祭礼也、左而日ハ如何ニト御定給候、二月初卯ノ日ノ御祭礼ト有也、毎年二月初卯ノ日御定給候間、正月廿日ノ日ノ御狩と狩定給候也、爰數々口伝、

太字ゴシックの部分は採用されなかつた部分である。「頗傳上」という意味不明な記述は文脈を明瞭化するために省かれたと考えられるが、北宮大明神が鯨と申す魚で阿蘇の湖の主であつたという記述と「爰數々口伝」という記述が削除されているのは、編者の意図があつたと考えられる。次の例にあるように、特に項目ごとすべて採用されなかつたものを見ると、その意図が明かとなる。

- 一 肥後國阿蘇郡下野之狩、日域無隱祭礼也、厥情以方便殺生超^{タリ}ニ菩薩萬行^ニ、名利^ノ善根勝^{タリ}ニ、提婆五逆^ニ、鹿野苑之惡王日々^ニ狩^ルニ、千鹿^ヲ、殃屈摩羅尊者日々殺^テニ、千〇放下^ス、終^ニ得^ニ菩提一事真甚、亦切^レ猪万^ヲ、既是善惡之兩輪也、此猪神武天皇自震旦版朝之時、始彼魚^ト契約賢狩、鯨本地釈迦、天皇垂迹親音^ト、定賜所之政也、一天泰平國家豊饒^テ、当家繁栄之本懐也矣、代之更^ニ不可懈怠狩也、然者魔道恐^ニ降伏自在之弓^ニ、退^ニ散千里外^ニ、諸天者乘^テ再拜幣^ニ、影^ニ向^テ一郡内西野原^ニ、今日狩高峯原禽獸山野猪鹿出^テ、此三之馬場^ニ、伸^テ神通鎗矢^ニ、而為成仏願、逢此狩見物貴賤群集驚耳目、無余念神誓尤深、於末世若此狩怠無賢時、此明神食^レ持^ニ左膊^ニ、衆生救苦^ヲ、託宣嗚呼神感新^{ナリ}、年々與劫、応祭獻時、侍狩衆之徳、弥多帯行騰馬上引弓、得自由藝免、明湯由基、射^レ俵黄連知之、嚼^レ鐵^ヲ皆是弓法達者也、就中黄帝之箭射^ニ

蚩尤^ヲ、頗狩人鎗矢射麋鹿之群、正施和光同塵、垂迹当神鑿擁之故也、云同已耳、神代如此序書、

これは、「下野狩日記」上巻の最初の項目である。下野狩の最も重要な説明の部分であるが、これは「集説秘録」に項目ごと収採されていない。下野狩の殺生の正当性を「方便殺生」から説明し、賢として狩つた鹿を阿蘇の湖の魚（鯨・本地釈迦）に捧げると述べている。下野狩の狩神事の論理を説明する根本的な記述であるが、仏教的要素が全面にちりばめられた記述であるため、「集説秘録」の編者は採用できなかったのである。⑥の鯨の記載を削除したのも鯨^ニ釈迦であつたと考えられる。これは、神仏分離、廢仏的な傾向が顕著となる惟馨の段階の編纂の可能性を十分に窺わせる。

また、もう一つの違いは、次にあるように「下野狩日記」上・下にあつた口伝の出典（人物名）などをほとんど消し去つてゐることである。

- 一 上五ヶ所の狩人ハ、嶽鹿を能々おい候、その、ち百人斗れうし請取候てかりはて候までつれ候ておい候、有口伝、惟國、
- 一 惟前^キより惟時御相統ありて、始而御馬御立候、惟時御支度之次第、御はきぬい地ハくろくかたハく、お御小袴ノ火とんす、御行騰熊皮、御竹中熊皮、御弓白木、御指懸左右ゆかけ白革、御鞭竹の根、御幣五色幣串二三尺二寸也、杏なり其年の日三月廿二日御狩なり、是近代々事委しるし置き申候、大宮司惟國

この口伝などの典拠の削除の意図は明確ではないが、削除は結果として「集説秘録」の史料的价值を落とすことになつてしまつたのである。

なお、「集説秘録」では、行勝や鎗矢などの故実を図入りで示した部分がある。もちろんこれは「下野狩日記」から採られた部分であるが、採用されなかった図がある。それは、下野狩の中心となる三馬場の図である。馬場のみならず、下野全体、上宮まで記載された図であり、下野狩には欠くべからざる図である。但し、阿蘇家本の「集説秘録」には、見開きの描きかけの図が収載されており、これが三馬場の図の可能性がある。上宮の記載に「八功德水」など仏教色の強い記載があるが、部分的に削除すれば載せることは可能であったと考えられる。何故、「集説秘録」に採用されなかったのか不明である。

編纂された「集説秘録」は、中世の以来の狩りの論理、殺生を正当化する方便の部分が完全に削除され、神道中心の記述を意図的に残す記録となった。また、それぞれの故実の口伝などの相伝者や一部年号なども削除されたため、史料の年代がわからず、活用しにくい史料となつてしまった。それに対して、永青文庫の「下野狩日記」上・下と「旧記抜書」は、誤写などはあるが、中世の下野狩の本来の形態、内容を検討できるものである。ここに、これまで明らかでなかった中世阿蘇の祭礼の様相を復原できる貴重な史料をわれわれは共有することになった。

2. 「下野狩日記」上・下巻の成立過程と「旧記抜書」の性格

まず、「下野狩日記」の成立について考えてみたい。

「下野狩日記」の上巻には、下野狩の奉行を務める権大官司下田家（南阿蘇村下田に館を構える）の系図が収録され、最後に「真人御子孫三人御座、一仁者下田と名付、西野の宮大官司、一仁者吉見大官司、一仁者阿蘇権大官司被定候」とか「阿蘇十二宮の宮蔵、権大官司菌作始而納置候」という記述があり、下田家において作成された狩記録であることが推測

される。上巻は、奥書によれば、延徳三年（一四九一）七月六日に備後国住侶によつて書写されているが、この前年には、西野宮で梵鐘が鑄造され、お宮の再建がなされた時期である。また、下巻は大官司阿蘇家の系譜が収録されており、口伝や記録にかかわった人の名、署名などを見て阿蘇大官司家で作成された可能性が高い。この検討を通じて、「下野狩日記」は、次のような段階を経て作成されたことが推定される。まず、平安中期の大官司とみられる宗延、惟遠・忠行などの名が「下野狩日記」に見える。このことから、口伝の形成は平安中期のころにあったことが窺える。「下野狩日記」では、名のわかる記録としては、大官司惟國、惟時の口伝という記録が大半を占めている。下巻には次のような記述がある。

一 下野御狩之事、於舊例者如何程も有奔走、當家初之御賢狩候間、神祕事多候、是も近代惟時御上落之間、何事も所々相滞率尔候處、惟時有直二御忠節、御下候刻、御繪旨御教書ヲ御給御下候て、如前々何事も御定候、就中所々御祭礼沙汰成教なども御必定候、殊下野御狩之事々老者代官役人召寄、数日以御談合御狩如神代時の定給候也、於末世惟時御定之外、何事も法度不可有御座候哉、願下野御狩賢籠狩人在々所々取分法度之事、於後日可為本哉、兼又惟時様御下候て、始而御馬御立候、三月廿二日御狩祭礼にて候、其日御狩猪鹿之間九十三、此中猪八十七、亦馬上獅子廿一、阿蘇宮蔵納候、社人祝神人沙汰之物百余人の神人へ、鹿被分候也、供僧十五人者大豆腐を分也、権大官司役也、阿蘇地下給人、陣參候方ハ獅子を被食候、権大官司漢（嘆カ）及候也、此書可秘候、

字御御座惟國
是八世近代之事惟次

又五ヶ条之事首置

- 一 神代之事も其跡不殘筆跡斗也、
 - 一 卅六人之明名も哥道之古も殘筆斗也、
 - 一 元弘之古も正平之事も語てそ殘なり、
 - 一 此下野狩事手形筆懸殘候言者也、其外眼前、
 - 一 佛之代之事も鳥跡二てそ知者なり、
- 此五ヶ条を能々可有安知云云、大宮司宇治朝臣惟時

鎌倉時代の末から南北朝期、阿蘇大宮司惟国、惟時の代に神事が整備され、上記の『下野狩日記』下巻の記述によれば、次のようなことが書かれている。下野狩は昔から何をおいても行ってきた当家はじまり以来の贅狩であるので、秘事が多い。近代は、惟時の上洛が続き、何事も停滞しているが、この度、忠節のことで下向する機会があり、天皇や將軍の命を受け、以前のように何事も定めるようにした。中でも祭祀については、実施法や教えは必ず定めることにした。特に下野狩は所々の古老・代官・役人を集め、数日談合し、神代のときのように定めた。末の世まで、惟時の定めの外、どんな法度も認めない。また、阿蘇の所領の所々から出す賁子（勢子）・狩人などの配分の決まりも、これからはこれを本とするところである。

最初の狩日記の本は、正平年間、大宮司惟時のとき、内乱の中で阿蘇家の家の危機、神事の危機があった際に、それまでの口伝、記録の整理が行われたとみられ、惟時の五箇条（ゴシック部分）に記されたような方針で、記録化がなされたのである。この際に、阿蘇惟次という人物が重要な役割をもったことがわかる。惟次の名は系図には確認できないが、「小二郎四郎惟次」の名からすると、惟時の遺跡を継いだ「恵良小次郎惟澄」の可能性が高い。

この二冊の日記は、奥書から、慶長十二年（一六〇七）の書写であるが、上巻は延徳三年（一四九一）に成立していることが明らかである。上巻はすでに述べたように、下野狩奉行である下田権大宮司家によって作成されたと思われる。延徳三年段階の権大宮司は宇治能憲である。能憲は延徳二年に西野宮神社の梵鐘（南阿蘇村教育委員会保管）を铸造し、『旧記抜書』では長享三年（一四八九）には阿蘇社の記録を書写したことが知られる。この長享三年の阿蘇社の記録の書写と『下野狩日記』上巻の成立は連動している可能性は高い。

下巻は成立年代が不明であるが、所載の大宮司家の系図の最後は、惟憲である。惟憲は宝徳三年（一四五二）に南北朝以来の社家分立の統一に腐心した阿蘇惟忠（三度大宮司に就任）の子息であり、最終的にはこの惟憲によって両統は統一される。⁵⁵ 大宮司惟憲は、延徳二年（一四九〇）の西野宮の梵鐘の大願主でもあり、権大宮司能憲ともに社家の統一のためにも下野狩の重要性を意識したと考えられる。その意味で、下巻の大宮司家本の成立も上巻と同時期であったとみてよいだろう。

以上の考察から、慶長十二年書写の奥書をもつ『下野狩日記』は、上巻とも延徳三年（一四九一）ころに成立したと推定されるが、その前段階として南北朝期の阿蘇大宮司の神事口伝の記録化があったことが明らかにされた。その後、戦国期、相良家の家日記である『八代日記』などの記述にも下野狩の記事がみられ、九州で広く知られた阿蘇の神事として続けられた。⁵⁶ しかし、戦国末になると、戦乱の恒常化で神事への動員が困難となり、天正期の混乱の中で天正六年（一五七八）を最後に、天正七年（一五七九）からは廃絶した。しかも天正十五年（一五八七）、梅北一揆の関係を疑われた幼少の大宮司阿蘇惟光が秀吉の命で切腹させられて以降、神事として復活することはさらに困難となった。

その後、断絶した阿蘇家は慶長六年（一六〇一）、加藤清正のとき、惟光の弟惟善を阿蘇神主として神職の再興がなされ、離散した神官らも阿蘇谷に戻り、神事も漸次再興された。¹⁰ このような中、慶長十二年（一六〇七）、阿蘇家の奉行人であった村山惟尚は下野狩神事の復興を視野に入れ、『下野狩日記』を作成することになったと考えられる。この記録は阿蘇家の秘書として代々の大宮司に伝えられたとみられる。

今日、阿蘇家に所蔵される「下野狩図」（本来六幅）は、貞享元年（一六八四）に江戸で製作され、翌年阿蘇家へ奉納されるが、この「下野狩図」の製作の基礎資料となった可能性は高い。しかし、このときは細川家にこの日記が提出された形跡はない。すでに述べたように、再度、真楯のときに、細川家が狩の屏風を作成することになり、『旧記抜書』と『下野狩日記』（写と推測）が作成の史料として提出されたのである。

このような史料の検討から、特に『下野狩日記』は、基本的に系図を除けば、ほとんどが鎌倉末から南北朝時代を中心にとまとめられたと推定される。これによって、『集説秘録』では、年代が不確定で使用できなかつた狩記録がある程度、史料として使用可能になると同時に中世まで遡る新しい史料の発見されたといえるのである。

次に、『旧記抜書』について、その史料の性格を明らかにしてみよう。この記録は、当時阿蘇社に保管されていた下野狩に関する雑多な旧記を抜き書きし、一冊にまとめたものである。『集説秘録』には所収されなかつた中世の狩史料を大量に含んでおり、『下野狩日記』には見えない記録も多い。以下、『集説秘録』には採用されなかつた史料に注目してみよう。

まず、明らかに採用されずに削除されたのは、長享三年八月二十七日に大宮司（権大宮司カ）宇治惟統の書写した記録である。書写の最後に「於当社為重宝間写置者也、雖然仮名真名取成書文字誤可在之候、後見之方

可被加置筆候」とあり、阿蘇社において重宝であるので書写したものであるが、仮名と真名（漢字）が混在し、誤りも多いので、後見の方が校閲してほしいと記している。この記録には、以下に示すような箇所は墨で線を引き消そうとしている。

「贊ニ可奉懸、然間、此贊狩ニ命ヲ捨テ贊ト成覽スル猪鹿ハ、生帰ン時ハ必当社之神官之中可生、我等カ眷属ト成ラン事不可有疑ト誓御座ス、サテコソ四ケ之社頭之内郡浦ノ御社ヨリ春冬両度ニ六十六隻之真口ノ魚納ル事同前也、方便之殺生ハ菩薩ノ万行ニ勝タリ、再拜々々敬白、」

贊ニ可奉懸、然間、此贊狩ニ命ヲ捨テ贊ト成覽スル猪鹿ハ、生帰ン時ハ必当社之神官之中可生、我等カ眷属ト成ラン事不可有疑ト誓御座ス、サテコソ四ケ之社頭之内郡浦ノ御社ヨリ春冬両度ニ六十六隻之真口ノ魚納ル事同前也、方便之殺生ハ菩薩ノ万行ニ勝タリ、再拜々々敬白、

「一 於鷹山榎木・楡木・榎木此三本ハ別而鷹山ノ地主吉松ノ大明神御惜御座ス、其故ハ榎木ハ大明神天竺ヨリ御帰朝之時持来給、是ハ毎年歳祢大明神五穀ノ祭ヲ執行給時、女躰ノ宮鷹山子安河ヨリ奉迎、彼御神五穀ヲ産広メ給フ、其時御持ノ柴是也、榎木ハ御嵩本堂下宮社頭鹿渡橋造営ノタメ、榎木ハ天竺ヨリ御嶽ニ投玉フ、其ヲ記ニ靈池ヲ永御座候、同吉松ノ明神鷹山ニ種植玉フ、宮原榎木是也、然間此鷹山ノ東西南北ニ塚ヲ指テ 法取定、」

一 於鷹山榎木・楡木・榎木此三本ハ別而鷹山ノ地主吉松ノ大明神御惜御座ス、其故ハ榎木ハ大明神天竺ヨリ御帰朝之時持来給、是ハ毎年歳祢大明神五穀ノ祭ヲ執行給時、女躰ノ宮鷹山子安河ヨリ奉迎、彼御神五穀ヲ産広メ給フ、其時御持ノ柴是也、榎木ハ御嵩本堂下宮社頭鹿渡橋造営ノタメ、榎木ハ天竺ヨリ御嶽ニ投玉フ、其ヲ記ニ靈池ヲ永御座候、同吉松ノ明神鷹山ニ種植玉フ、宮原榎木是也、然間此鷹山ノ東西南北ニ塚ヲ指テ 法取定、

示した箇所は一部分であるが、その内容が仏教との関係が如実である。これらの消去線は、阿蘇真楯が細川家に提出する段階ですでに書き込まれている部分とみられ、十八世紀半ばの真楯の段階でも排仏的傾向は着実に進行していたことがわかる。それ故に、線で消されている部分は、これまで知られなかった中世阿蘇の祭礼の根幹を知る上で重要な史料であった。

また、天文十四年（一五四五）二月十六日付の下野之御狩之時狩装束之次第（権大宮司宇治能意）、天文十四年二月十六日付の「貪 瞋 癡 阿蘇鷹山下野之御狩之時中之馬之規式」、下野御狩法度、十七世紀末に作成された阿蘇友隆覚なども、『集説秘録』には採用されていない。これも三毒（貪・瞋・癡、人の心を毒する根本的煩惱）という仏教的説明がある部分と下野狩には直接関係ない阿蘇友隆の覚であるためであろう。基本的に不採の基準は「下野狩日記」と同じとみてよいだろう。

以上のように、『下野狩日記』の成立過程、『旧記抜書』の性格を見てきた。『集説秘録』では、史料の時期が不明であったが、『集説秘録』に至る編纂過程が見えてきたことよって、阿蘇の新しい歴史が語れるようになった。特に、『集説秘録』では落とされていた下野狩における殺生の仏法論理（方便の殺生）が明確に見える。また、中世前期の「野」（草原）利用、阿蘇の水田開発、さらに古代以前の阿蘇の世界の火と水の利用を推測できる史料が提示されたといえる。本史料の公開は、歴史学・宗教学・民俗学・人類学・国文学、私の唱える環境歴史学などの諸分野の研究進展に大いに貢献できると確信する。

【注】

(1) 阿蘇品保夫・佐々木哲哉校注『神道大系神社編五十 阿蘇・英彦山』

一九八七年

神道大系編纂会。

(2) 阿蘇町教育委員会編『史料阿蘇第二集』一九八〇年。

(3) 村崎真智子『阿蘇神社祭祀の研究』法政大学出版局 一九九三年。

(4) 佐藤征子『一の宮町史 阿蘇選書⑩ 神々と祭の姿』一の宮町 一九九八年。

(5) 注(1)『神道大系神社編五十 阿蘇・英彦山』阿蘇品保夫氏下野狩集説秘録解題一五頁。

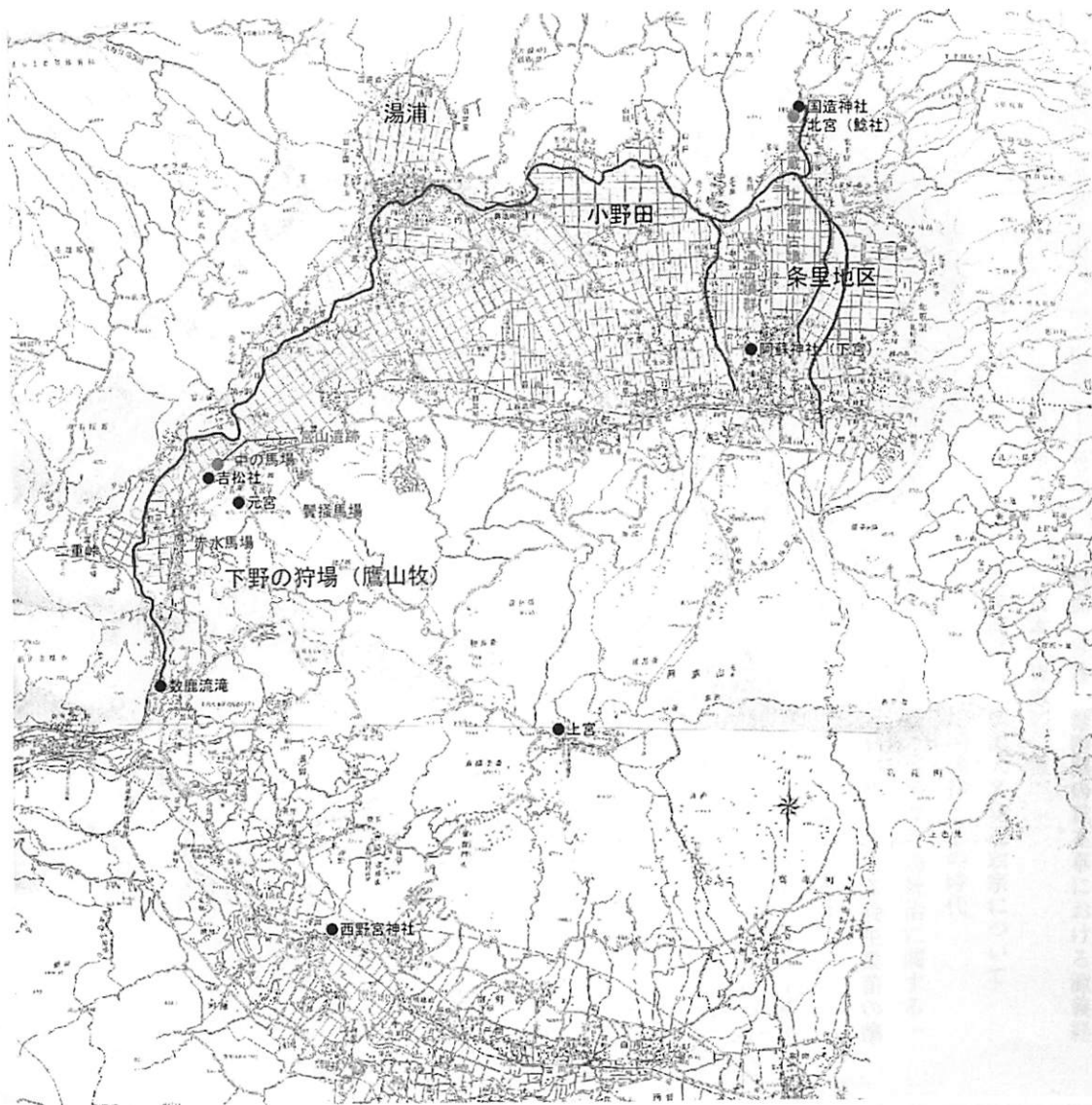
(6) 吉村豊雄『一の宮町史 阿蘇選書③ 藩制下の村と在町』一の宮町 二〇〇一年。

(7) 長陽村史編纂室編『長陽村史』長陽村 二〇〇四年 三二七頁—三二九頁。

(8) 阿蘇品保夫『一の宮町史 阿蘇選書② 阿蘇社と大宮司』一の宮町 一九九九年

(9) 『八代日記』天文十五年三月二十八日条「阿蘇しも野の御狩定候へ共、四月二日ニ延び候」、同永祿四年四月十五日条「阿蘇下野御狩、今日馬揃七十騎之由申候、あそ殿これより御出候御供二百人斗、同十七日丙午ノ日成就」などと下野狩の記事が見える。

(10) 吉村豊雄 注(6) 著書



下野狩場と阿蘇地域